

# 資料 4

## 基準条例等の遵守及び不正請求の防止について

令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

## 1 基準条例等の遵守について

事業者・施設の指定は、

- ・法人格を有すること
- ・人員基準、設備基準を満たすこと
- ・運営基準に従って適正に運営ができること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

### (1) 指定基準について

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準(基準条例)が定められています。

- 人員基準(従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準)
- 設備基準(事業所に必要な設備等に関する基準)
- 運営基準(サービス提供に当たって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準)

☆指定基準は利用者に対する支援を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めただけのものであり、各事業者は常にその運営の向上に努めなければなりません。

### (2) 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)については、指定基準のほか、最低基準も満たす必要があります。

また、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターについても、指定基準のほか、最低基準を満たす必要があります。

指定基準・最低基準・解釈通知等については、栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

各事業者は、指定を受けた以降も指定基準・最低基準を遵守しなければなりません。  
栃木県は、指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者に対して、改善勧告、改善命令、指定取消し等の行政指導・行政処分を行うことができます。  
また、指定基準が守られていない場合、報酬の減算などのペナルティが課される場合があります。

## 1 不正請求の防止について

近年、栃木県では毎年のように給付費の不正請求を事由とした行政処分を行っています。

また、行政処分に至らない場合であっても、実地指導等において発覚した不適正な給付費の請求について、返還を指導するケースが多数あります。

⇒以下の点に留意の上、適正な事業所運営・給付費請求事務を行ってください。

- ・ 報酬告示、留意事項通知、Q&A等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行うこと。
- ・ 架空請求はもつてのほか、利用者のサービス利用状況等について、適正な管理を行うこと。（必要な記録等が整備されていない場合、報酬算定を認めない場合があります。）
- ・ 請求事務を行う際は、請求内容と実際の利用日数等とに相違がないか複数の職員で確認を行うこと。（日報やサービス提供記録の確認など。）
- ・ 各種「減算」適用の有無を把握し、減算事由に該当する場合は、直ちに適用すること。（指定基準を理解していないと減算適用の有無も分かりません。）

減算事由例：サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算、定員超過減算、個別支援計画未作成減算

※長期間にわたり職員等の欠如が続く場合、サービスの休止・廃止を検討すること。

☆給付費の支給決定を受けているのは、障害者又は障害児の保護者です。各事業者が毎月、給付費を各支給決定市区町村に（国民健康保険団体連合会を通じて）請求・受領しているのは代理受領を行っているからです。

給付費の請求に際しては、障害者又は障害児の保護者に代わって給付費を請求・受領しているという意識を常に持ってください。

誤った請求 = 不正請求 です。

栃木県は、不正請求を行った指定事業者に対して、指定取消し等の行政処分を行うことができます。

## 指定基準等一覧

基準条例や報酬告示等は栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等でご覧いただけます。

### 【基準条例の閲覧方法】

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「県政情報」→「公報・例規・統計」→「例規集」

→「栃木県例規集」 閲覧したい条例を五十音順等で検索

### 【報酬告示・解釈通知・留意事項通知等の閲覧方法】

厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

→閲覧したい告示・通知等を検索

※報酬関係の告示・通知等は電子請求受付システムでもご覧いただけます。

電子請求受付システム <http://www.e-seikyuu.jp/>

→障害者総合支援の請求はこちら →画面上部「請求関係資料」

## 〈指定基準関係〉

	指定基準等	解釈通知
障害福祉サービス	<b>【指定基準】</b> 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第19号）  <b>【最低基準】</b> 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第21号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）
障害者支援施設	<b>【指定基準】</b> 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第20号）  <b>【最低基準】</b> 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第24号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号）
地域相談支援 （一般相談支援）	<b>【指定基準】</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第21号）

	指定基準等	解釈通知
障害児通所支援	<p>【指定基準】 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 25 号）</p> <p>【最低基準（児童発達支援センターに限る）】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年栃木県条例第 17 号）</p>	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 12 号）
障害児入所施設等	<p>【指定基準】 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 26 号）</p> <p>【最低基準】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年栃木県条例第 17 号）</p>	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 13 号）

#### 〈報酬関係〉

	報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令告示第 523 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1031001 号）
指定相談支援 （一般相談支援）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省令告示第 124 号）	
指定通所支援（障害児）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年障発 0330 第 16 号）
指定入所支援（障害児）	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）	

## 全国の障害児通所支援事業者に対する行政処分事例

処分年月	処分庁	処分内容	処分理由
H31. 3月	熊本県	指定取消	<p>〈不正請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には利用児へ障害児通所支援を提供していない複数日について、障害児通所支援を提供したとの虚偽の支援記録等を作成し、障害児通所給付費を不正に請求した。</li> </ul>
H31. 4月	川崎市	指定取消	<p>〈不正の手段による指定の取得、不正請求等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請時に児童指導員として届け出た従業者について、実際には在籍していないにも関わらず在籍しているように見せるため虚偽の書類を提出した。また、虚偽の実務経験証明書を偽造、提出し不正な手段により指定を取得した。</li> <li>・人員基準を満たしていないにも関わらず人員欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。</li> <li>・実地指導や監査において、虚偽の給与明細、賃金台帳、タイムカード、勤務シフト表等を提出した。</li> </ul>
H31. 4月	島根県	指定の全部の効力停止（6か月）	<p>〈人格尊重義務違反〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者及び児童指導員が利用児童に虐待行為を行った。</li> </ul>
R1. 5月	川崎市	指定の全部の効力停止（6か月）	<p>〈人員・運営基準違反、不正請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従の児童指導員として届出された従業者が一切出勤せず、人員基準上配置すべき従業者を配置しなかった。</li> <li>・個別支援計画を一切作成しない事案や条例の規定どおりに作成していない事案が散見し、かつ通所給付決定保護者に無断で各保護者と同姓の印鑑を用意した上、個別支援計画の説明、同意、及び交付をせず無断で計画書に押印するなどして、条例に違反した状態のまま事業を運営し続けた。</li> <li>・人員基準違反の状態にも関わらず、人員欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。</li> <li>・個別支援計画を作成していないにも関わらず、通所支援計画等未作成減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。</li> </ul>

処分年月	処分庁	処分内容	処分理由
R1. 6月	横浜市	指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止3か月）	<p>〈虚偽報告、不正請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導において、個別支援計画について、管理者が保護者署名欄に保護者の氏名を記入、押印したにも関わらず、保護者が署名したものと提示した。</li> <li>・上記虚偽報告により、個別支援計画未作成減算を不正に免れた。</li> </ul>
R1. 6月	埼玉県	指定取消	<p>〈不正行為、不正請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者の資格要件を満たしていない職員について、実務経験がないにもかかわらず虚偽の実務経験証明書を作成し提出した。</li> <li>・当該職員が児童発達支援管理責任者として勤務していたかのように装い、出勤簿、業務日報、労働条件通知書及び個別支援計画書を改ざんし、不正に報酬を請求し受給した。</li> </ul>
R1. 6月	群馬県	指定取消	<p>〈不正行為、不正請求〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導において、人員基準違反を隠蔽するため、実際には常勤で勤務していない児童発達支援管理責任者の出勤簿を偽造し、提出した。</li> <li>・児童発達支援管理責任者及び児童指導員等の人員配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、減額せずに不正に満額の障害児通所給付費を請求し受領した。</li> <li>・また、児童発達支援管理責任者専任加算、児童指導員等加配加算及び児童指導員等配置加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。</li> </ul>

※ここに記載した事例は全国で行われた行政処分の一部です。このほかにも多くの都道府県等で不正請求・不正事案を理由とした行政処分が行われています。